

長野市地域公共交通会議の規約改正について

〈協議事項〉

道路運送法の改正に伴い、長野市地域公共交通会議に「運賃協議分科会」を設置するため、規約を改正するもの

改正理由

令和5年4月に改正された道路運送法の施行に伴い、令和5年10月1日以降に一般乗合旅客自動車運送事業の運賃に関する協議を行う際は、道路運送法第9条第4項で規定する協議会において協議を行う必要があることから、「長野市地域公共交通会議」の分科会として「運賃協議分科会」を新規に設置するため、規約を改正します。

改正内容

- (1) 協議事項から乗合旅客運送の運賃、料金等に関するものを削除（第2条関係）
- (2) 一般乗合旅客運送の運賃、料金等に関して協議を行うための分科会に関する項目を追加（新設）

改正日

令和6年1月31日

新旧対照表

現行	改正案
<p>(協議事項)</p> <p>第2</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。</p> <p>(2) ~ (3) [略]</p> <p>(新設)</p> <p>(補足)</p> <p><u>第7</u> [略]</p> <p>附則 [略]</p>	<p>(協議事項)</p> <p>第2</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関すること。</p> <p>(2) ~ (3) [略]</p> <p><u>(分科会)</u></p> <p><u>第7</u></p> <p><u>長野市地域公共交通会議に運賃協議分科会を設置し、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃、料金について協議、決定を行う。</u></p> <p><u>2分科会の決定事項は長野市地域公共交通会議に報告するものとする。</u></p> <p>(補足)</p> <p><u>第8</u> [略]</p> <p>附則</p> <p><u>この規約は、令和6年1月31日から施行する。</u></p>